



中山会計事務所
税と経営

編集 発行人
税 理 士
行 政 書 士

中山 慎也

〒227-0062
横浜市青葉区青葉台2-2-5
松本ビル5F
TEL 045(984)1551(代)
FAX 045(984)3389

9月

(長月) SEPTEMBER

16日・敬老の日
23日・秋分の日

日	1	15	29
月	2	16	30
火	3	17	・
水	4	18	・
木	5	19	・
金	6	20	・
土	7	21	・
日	8	22	・
月	9	23	・
火	10	24	・
水	11	25	・
木	12	26	・
金	13	27	・
土	14	28	・

9月の税務と労務

国 税 / 8月分源泉所得税の納付

9月10日

国 税 / 7月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)

9月30日

国 税 / 1月決算法人の中間申告

9月30日

国 税 / 10月、1月、4月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合)

9月30日



ワンポイント e-Tax による相続税の申告

今年10月から所得税・消費税・贈与税等に加えて相続税もe-Taxによる申告が可能となります。今年1月1日以降に相続等により財産を取得した場合の申告が対象で、作成・送信できる帳票は「相続税の総額の計算書」、「相続財産の種類別価額表」など。ただし、納税猶予等の特例関係は対象外とされています。

改正され便利になった

「自筆証書遺言」

相続は、人生における難題の一つで、一般に円満に成功させるには、次の優先順位で進めることが良いとされています。

- 1) 争族対策……話し合いだけでは難しい場合、遺言が効果的です。
- 2) 納税資金対策……相続税を支払えるように考えておくことです。
- 3) 節税対策……生前贈与や財産の評価減対策、納税猶予制度の活用などです。

このうち、争族対策として有効な遺言については、次の方式があります。

- (1) 自筆証書遺言……遺言者が遺言の内容の全文を手書きで作成する方式
- (2) 公正証書遺言……遺言者が遺言の内容を話し、公証人が文章にまとめて作成する方式
- (3) 秘密証書遺言……遺言を書面で作成(署名は自筆)し、公証人が封印して保管する方式

今回は、納税資金対策や節税対策とともに重要な争族対策で有効な遺言のうち、今年から「自筆証書遺言」が、変更されていますので、具体的な改正点と自筆証書に係る注意点について、整理して説明します。

1. 改正点① 〈遺言書作成方法〉

- (1) 背景
これまで自筆証書遺言は、遺言者が全文『自書』する必要がありました。
しかし、多数の財産を保有する高齢者等にとって全文を自書することはかなりの労力を伴う場合が多く、この点が自筆証書遺言の利用を妨げる要因とされていたことから、自書の要件を一部緩和することで、利便性の向上が図られました。
- (2) 内容
遺言書の本文(例えば「別紙一記載の建物は配偶者に相続さ

せる」などの本文)は、これまで同様、全て自書で行う必要があります。

一方、全文自書した本文に財産目録を貼付する場合、財産目録については自書の必要がなくなり、パソコンなどによる作成が可能となりました。

財産目録については、パソコンではなく、遺言者以外の者による代筆も可能であり、さらには、第三者が発行した対象財産

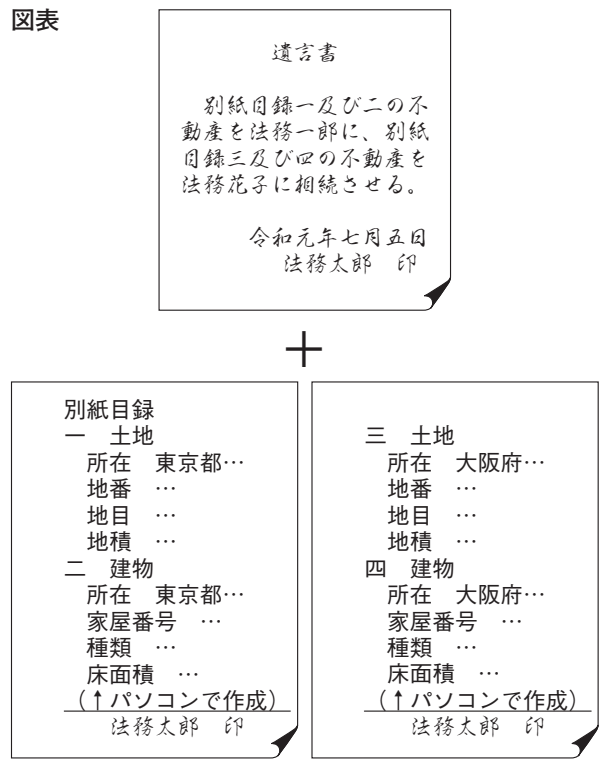
録に貼付する場合、財産目録については自書の必要がなくなり、パソコンなどによる作成が可能となりました。

財産目録については、パソコンではなく、遺言者以外の者による代筆も可能であり、さらには、第三者が発行した対象財産

について正確な内容が記載された書類(不動産の登記事項証明書、預貯金通帳の写しなど)に「別紙〇」などと記載して貼付する方法も可能になっています。

自書によらない財産目録を作成した場合には、財産目録の各ページに遺言者の署名押印が必要となります。また、用紙の両面に記載がある場合には、その両面に署名押印をしなければなりません(図表参照)。

図表



※財産目録には署名押印をしなければならないので、偽造も防止できる。
(出典：法務省資料を基に作成)



なお、自書によらない財産目録の中の記載を訂正する場合の方法も、自書による部分の訂正と同様、遺言者が変更の場所を指示して、これを変更した旨を付記してこれに署名し、かつ、その変更の場所に印を押さなければ、その効力を生じないこととされています。

(3) 適用時期
自筆証書遺言の見直しは、平成三十一年一月十三日以後に作成された遺言書について適用されます。

2. 改正点② 〈自筆証書遺言の保管制度〉

(1) 背景
従来、自筆証書遺言は、保管制度が無かったために、作成後

に遺言書を紛失したり、遺言書が複数出てきたりするほか、相続人によって隠匿または変造の恐れがありました。

そこで、今回、公的機関で遺言書を預る「自筆証書遺言の保管制度」が、創設されました。

① 内容 保管申請

ア 遺言者は遺言書を自ら遺言書保管所（法務局）に持参することで、遺言書保管申請を行うことができます。うになりました。

イ 遺言書保管所では、原本を保管するほか、遺言書を画像データ化するなどして電磁的な保存も行います。また、遺言書が法務省令で定める様式に該当しているかのチェックも行います。

② 保管中

ア 保管制度を利用している遺言者は、法務局に自ら出向いて本人確認書類を提示することで、いつでも遺言書の返還や閲覧を求めることができます。

イ 遺言者の存命中は、遺言者の推定相続人を含め、遺

言者本人以外が遺言書を閲覧することができず、保管制度利用の有無自体も確認することができません。

③ 相続発生後

ア 遺言者の死亡後、遺言者の相続人、受遺者、遺言執行者などは、全国の法務局において、電磁的に保存された遺言内容などについて記載されている「遺言書情報証明書」を受け取ることができます。遺言書情報証明書の閲覧を受け取るか、遺言書の閲覧を行った場合は、遺言者のその他の相続人、受遺者および遺言執行者などに対して、遺言書が保管されていることが法務局から通知されます。

イ 遺言書の存在を相続人が知らない場合には、自己が相続人などに該当する遺言書が保管されているかどうかを法務局に問い合わせ、保管されている場合には、「遺言書保管事実証明書」を受け取ることができます。

ウ 自筆証書遺言の保管制度を利用した遺言書は、家庭

裁判所の検認が不要となります。

(3) 適用時期

自筆証書遺言の保管制度は、令和二年七月十日から施行されます。

3. 自筆証書遺言 作成のポイント

(1) 遺言者の要件
遺言能力として、次の二つが必要です。

① 遺言時に十五歳以上であること。

② 遺言時に意思能力があること。認知症等で意思能力がない場合には、遺言自体が無効となります。なお、認知症患者の遺言能力の有無を精神的観点から判断する指標として、長谷川式スケールの点数が重視されています。

(2) 作成日の自書

作成日の記載の自書が絶対条件です。本文は自書したが作成日はスタンプ等を利用した場合は、その遺言書は無効です。また、「令和〇年〇月吉日」という記載も作成日が特定できないため、無効となります。

勤続年数が5年以下の役員等に退職金を支給したときの退職所得の計算

退職により勤務先から受けた退職金等は退職所得となります。この退職所得の金額は、その年中に支払を受ける退職手当等の収入金額から、その者の勤続年数に応じて計算した退職所得控除額を控除した残額の2分の1に相当する金額とされています。

ただし、役員等としての勤続年数(役員等勤続年数)が5年以下の者(特定役員等)が、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるもの(特定役員退職手当等)については、この残額の2分の1とする措置はありません。

特定役員退職手当等についての退職所得の金額の計算は、次のようにして行います。

- (1) 特定役員退職手当等のみがある場合
特定役員退職手当等の収入金額－退職所得控除額

- (2) 特定役員退職手当等と特定役員退職手当等以外の退職手当等がある場合
次の①と②の合計額となります。

- ① 特定役員退職手当等の収入金額－特定役員退職所得控除額
② {退職手当等の収入金額－(退職所得控除額－特定役員退職所得控除額)}
× 1 / 2

特定役員退職所得控除額は、次の算式により求めます。なお、使用人兼務役員であった期間がある場合などで特定役員等の勤続期間と特定役員等でない勤続期間が重複する期間がある場合は、その重複する勤続年数部分について調整計算を行う必要があります。

- イ 重複期間がない場合
40万円×特定役員等勤続年数
ロ 重複期間がある場合
40万円×(特定役員等勤続年数－重複勤続年数(1年未満の端数は1年とする)) + 20万円×重複勤続年数

遺留分の減殺請求がされているときの相続税申告

遺留分の減殺請求がされている場合で、法定申告期限までに遺留分の減殺請求に基づいた返還または弁償すべき財産の額が確定していないときは、当該請求がなかったものとして、相続税申告書を作成し、相続の開始を知った日の翌日から十カ月以内に提出しなければなりません。その後、遺留分の減殺請求に基づいて返還または弁償すべき額が確定したときは、確定した日の翌日から四カ月以内に更正の請求を行います。これにより払いすぎた相続税が還付されることとなります。

また、遺留分の減殺請求により財産を得た方は、これにより新たに申告する必要が出た場合には、期限後申告書を提出することとなります。

租税条約等に基づく情報交換制度

近年、法人はもとより個人の海外不正事案も増えています。国税当局では、その対策の一つとして納税者の取引等の税に関する情報を外国の税務当局と互いに提供する「租税条約等に基づく情報交換制度」を利用して不正の把握に努めています。

租税条約等に基づく情報交換には、次の3つの形態があります。

- ① 要請に基づく情報交換……個別の納税者に対する調査で、国内で入手できる情報だけでは事実関係を十分に解明できない場合に必要情報の収集・提供を外国税務当局に要請するもの
② 自発的情報交換……自国の納税者に対する調査等の際に入手した情報で外国税務当局にとって有益と認められる情報を自発的に提供するもの
③ 自動的情報交換……法定調書から把握した非居住者等への利子や配当などの支払等の情報を支払国の税務当局から受領国の税務当局へ一括して送付するもの